鹿児島市認知度向上プロモーション等業務委託契約に係る企画提案競技実施要領

1　業務名

鹿児島市認知度向上プロモーション等業務

2　業務の目的

マーケティング強化したシティプロモーションの実施により、さらなる本市の観光・産業の振興及びブランド価値向上を図る。

また、プロモーションした特産品等を体感してもらうツールとして、市公式 EC サイト及びふるさと納税の返礼品を活用することで、併せて市公式 EC サイトの売上やふるさと納税寄付額の増にも寄与する。

3　業務内容

別紙「鹿児島市認知度向上プロモーション等業務仕様書（案)」のとおり

4　契約期間

契約締結の日から令和９年３月３１日まで

5　見積額

(1) マーケティング強化に関する経費

仕様書（案）４ 業務内容（詳細） (1) マーケティング強化に掲げる全ての業務に係る経費を見積もること。…(A)

(2) 特産品認知度向上プロモーションに関する経費

仕様書（案）４ 業務内容（詳細） (2) 認知度向上プロモーションに掲げる全ての業務に係る経費を見積もること。…(B)

(3) リレーションシップの構築・強化に関する経費

仕様書（案）４ 業務内容（詳細） (3) リレーションシップの構築・強化に掲げる全ての業務に係る経費を見積もること。…(C)

6　設計額

(A)＋(B)＋(C)＝３９，０００千円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、設計額を超えてはならない。

7　企画提案競技参加資格

令和８年３月２４日付け告示第３６４号に定められた資格要件のとおり（以下、再掲)。

この企画提案競技に参加できる者は、１事業者が参加する場合にあっては、次に掲げる(1)から(7)まで及び(9)の要件を全て満たしていることとし、複数の事業者が共同で参加する場合（以下「共同企業体」という。）にあっては、代表構成員及び代表構成員以外の構成員は次に掲げる(1)から(8)までの要件を全て満たし、かつ、構成員のいずれかが(9)の要件を満たしていることとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

(2) この告示の日（以下「告示日」という。）現在において、納期の到来している市税、消費税及び地方消費税を完納していること。ただし、鹿児島市内に営業所等がないため本市への納税義務がない場合は、本社所在地の市区町村税を完納していること。

(3) 告示日以後において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成１１年４月１６日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

(5) 告示日から企画提案競技参加申込期限の日までの間において、本市が行う契約からの暴力団排除

対策要綱（平成２６年３月２７日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(6) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（これらの手続開始の決定後に更生計画又は再生計画が認可された者を除く。）でないこと。

(7) 当企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。ただし、１共同企業体の構成員間は除く。

(8) 共同企業体にあっては、その構成員が１事業者又は他の共同企業体の構成員として当企画提案競技に参加しない者であること。

(9) 令和５年４月１日から告示日までの間において、地方公共団体又は民間事業者が行う本業務と類似した業務（WEB マーケティング、コンサルティング業務及びプロモーション業務のいずれも）の受託実績を有していること。

8　企画提案競技日程

以下の日程で行うこととする。なお、予定とあるものはおおむねの日程を示すものである。

内　容	日　時
告示	令和８年３月２４日（火）
質問受付期限	令和８年３月３０日（月）午後４時３０分まで
質問回答	令和８年４月　３日（金）（予定）
参加申出書提出期限	令和８年４月　７日（火）午後４時３０分まで
企画提案競技参加決定通知	令和８年４月１３日（月）
企画提案書提出期限	令和８年４月２１日（火）午後４時３０分まで
プレゼンテーション審査	令和８年４月２８日（火）（予定）
プレゼンテーション審査結果通知	令和８年５月上旬（予定）
契約締結	令和８年５月中（予定）

9　企画提案競技参加申出書の提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。共同企業体にあっては、代表構成員はアからキまでの書類を、代表構成員以外の構成員はイからキまでの書類を提出すること。なお、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登載されている者又は鹿児島市建設工事等入札参加有資格業者名簿に登載されている者は、エ及びオの書類の提出を省略することができる。

ア　企画提案競技参加申出書（様式１－１又は様式１－２）

イ　会社概要（様式２）

ウ　業務実績（様式３）

エ　法人の履歴事項全部証明書（提出日前３か月以内に発行されたもの。写し可）

オ　決算書（財務諸表（貸借対照表及び損益計算書））直前１期分

カ　市税に滞納がないことが確認できる証明書（告示日以降に発行されたもの。鹿児島市内に営業所等がないため本市への納税義務がない場合は、本社所在地の市区町村役場（特別区にあっては都税事務所）発行の市（町・村・都）税の納税証明書とする。写し可）

キ　税務署発行の「消費税及び地方消費税」納税証明書（告示日以降に発行されたもの。未納税額がないこと用（納税証明書その３）。写し可）

(2) 提出部数

各１部

(3) 受付期間

令和８年３月２４日（火）から同年４月７日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(4) 受付時間

午前８時４５分から午後４時３０分まで（正午から午後１時までの時間を除く。）

(5) 提出方法

直接持参又は郵送（受付期間内必着）

⑹ その他

・　企画提案競技へ参加を希望する者には、本市の寄附状況等に関する資料を事前に提供することが可能である。提供を希望する場合は、電子メールにより申し出ること。

なお、申し出がない場合は、企画提案競技参加者決定通知と併せて当該資料を提供する。

（アドレス　furusato@city.kagoshima.lg.jp ）

・　参加申込み後に、辞退する場合は、辞退書（様式９）を提出すること。

１０　企画提案競技参加資格の審査及び通知

企画提案競技参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和８年４月１３日（月）までに通知する。

１１　企画提案競技参加決定者による企画提案書の提出

⑴ 提出書類

ア　会社概要（様式２）
イ　業務実績（様式３）
ウ　主担当者及び伴走支援担当者の経歴、業務請負実績等（様式４）
エ　業務の実施体制（様式５）
オ　見積書（様式６）
カ　企画提案書（様式７）

⑵ 提出部数

正本：１部、副本：１部

・　正本の表紙には住所、会社名及び代表者名を記入すること。
・　副本には、企業名、住所、企業を特定できるマーク（社章）等は記載しないこと。
・　文章の補完のために写真、イラスト等を用いても構わない。
・　様式第２については、正本にのみ添付すること。
・　提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

※　なお、提出書類原本と別に、電子データを別途電子メールにて送信すること。

⑶ 受付期間

令和８年３月２４日（火）から同年４月２１日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

⑷ 受付時間

午後８時４５分から午後４時３０分まで（正午から午後１時までの時間を除く。）

⑸ 提出方法

郵送又は直接持参（受付期間内必着）、電子メール

⑹ 無効となる提案

提案が以下の条件の一つに該当する場合には無効とする。

ア　企画提案競技に参加する資格が認められない者の行ったもの
イ　本要領に違反している又は適合しないもの
ウ　虚偽の内容が記載されているもの
エ　提出書類について、金額、氏名その他重要な文字・語句が誤脱したもの又は不明確なもの
オ　本要領に定められた以外の方法で、関係者に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
カ　その他、審査や評価の公平性に影響を与える行為があったと認められる者の行ったもの
キ　「１１⑴オ　見積書」において「６　設計額」に示した金額を上回る提案を行ったもの

１２　質問の受付及び回答

企画提案書の記入方法等について質問がある場合には、下記の要領にて行う。

⑴ 受付期限

令和８年３月３０日（月）午後４時３０分まで（期限厳守）

⑵ 提出方法・提出先

下記様式により、電子メールで提出すること。電話など口頭による照会には回答しない。

（アドレス　furusato@city.kagoshima.lg.jp　）

(3) 提出様式

質疑応答表（様式８）

(4) 記載内容

質問は、本委託業務に係る条件や応募手続きに係る事項に限る。質問の趣旨を簡潔に記入すること。質疑応答表に質問者の会社（団体）名・氏名及び連絡先等の記入がない場合には、回答しない。

(5) 回答方法

質問及びその回答内容のみについて、令和８年４月３日（金）までに、質問者にメールで行うほか、市ホームページに掲載することとする。

１３　委託業者の選定方法

委託業者の選定は、参加資格を確認した上で、鹿児島市企画財政局企画部ふるさと納税・シティプロモーション戦略課業務委託等契約業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書とプレゼンテーションの内容を審査し、その結果を基に総合的に評価を行い、最適な業者を選定する。

なお、企画提案競技参加者が多数の場合は、プレゼンテーション審査の前に書類審査を実施する。

また、プレゼンテーションについては、省略する場合がある。

(1) プレゼンテーション審査

企画提案競技参加者は、提出した企画提案書の内容に基づき、プレゼンテーションを行う。

ア　日時：令和８年４月２８日（火）（予定）

イ　場所：未定

ウ　留意事項

- 開催日時、場所等の詳細については、別途、通知する。
- プレゼンテーションは、実際に業務の主担当となる予定の者が行うこと。
- プレゼンテーションは、提出された企画提案資料（イラスト、イメージ含む。）のみを使用するものとし、追加の資料は認めない。

(2) 審査項目及び評価の視点

審査項目	審査の視点	配点
①本業務の実施に向けた実施体制及び配置人員等について	・事業担当者等の業務実績は十分であり、業務を適正かつ円滑に遂行できる組織体制や人員配置になっているか。 ・主担当者及び伴走支援担当者について、本業務を実施するにあたって十分な実績を有しているか。 ・本市との連携については、対面やオンラインなどの複数の手法により、常時、本市と柔軟かつ円滑なコミュニケーションが図られる体制となっているか。	10
②市公式ECサイト売上額及びふるさと納税寄附受入額の拡大に向けた全体戦略	・市公式ECサイトでの売上実績やふるさと納税寄附額の傾向を的確に分析し、売上額及び寄附受入額拡大に資する戦略が構築されているか。また、提案された戦略が具体的かつ実行可能であり、短期的な成果と中長期的な目標達成に向けた道筋が明確に示されているか。 ・他都市の事例や最新の市況、信頼性の高い客観的データを活用し、広い視野に基づいた分析がなされているか。	10
③主要ポータルサイト毎のSEO対策について	・SEO対策の実施スケジュール及び方針は適切か。また、対象ポータルサイト毎のSEO対策の方針が示されているか ・本市の返礼品ページの現状や返礼品の特徴を的確に把握し、本市の寄附動向を踏まえて必要とされるSEO対策の優先度を具体的に示しているか。 ・提案のあったSEO対策は、ポータルサイトの特徴を捉え、具体的かつ効果的な内容となっているか。	10
④ポータルサイト外での広告運用について	・本市の現状や訴求すべきターゲットを踏まえ、高い広告効果が期待される媒体が選定されているか。 ・広告効果が最大化される配信スケジュールや予算配分となっているか。	5
⑤その他受託者の企画立案による取組について	・提案書に独自の提案がされており、本市の寄附受入額等の増に資する提案が示されているか。また、その提案は、実現可能なものか。 ・主要ポータルサイトへのアクセス数の増加、転換率の向上等を目的とした効果的なプロモーションであるか。	5
⑥特産品を活用した総合プロモーション企画について	・目的を十分に理解し、特産品の認知度向上につながる拡散力の高い企画となっているか。また、ターゲット、使用する媒体や実施時期は明確か。 ・消費者ニーズ、季節性、トレンド等の分析や特産品の強みやストーリー性を明確にして特産品を選定しているか。	15
⑦マグマシティブランド認定と連携したプロモーション企画について	マグマシティブランドに関する取組を十分理解し、鹿児島ファンの参加が促進される企画となっているか。	15
⑧既存寄附者及び購入者のリピーター施策について	・仮説は、エビデンスを明確にし、論理的に説明されているか。 ・仮説に基づいた具体的なアプローチ方法（LINE、Instagram等）と配信内容、タイミング、セグメント方法等が明記されているか。また、想定獲得者数、売上金額、寄附金額は妥当か。	10
⑨公式SNSの月次運用計画について	・「認知拡大」「寄附誘導」「エンゲージメント増」などの目的が明確な運用計画となっているか。 ・本市の魅力が効果的に伝わる配信内容となっているか。また、配信媒体の特性を踏まえた企画となっているか。	10
⑩フォロワー・友だち獲得施策について	・オンラインとオフラインそれぞれの特徴を生かした施策となっているか。 ・具体的な実施内容、運営体制、想定スケジュールや参加導線（LINE友達登録誘導の形など）が明記されているか。 ・フォロワー及び友達の増加数については、イベント規模や類似イベントの効果等を踏まえた根拠が示されているか。	5
⑪本業務の実施にあたってのアピールポイント	独自提案や知見、経験・ノウハウ、ネットワークなどの「強み」は、本業務の実施にあたり、「強み」になり得るか。また、十分に活用されることが期待できるか。	5
⑫経費見積	提出された経費見積は、業務の実施内容に対して著しくかけ離れていないか、また、適切な積算がなされているか。	5
⑬総合評価	プレゼンテーションにおける総合的な評価（提案者の業務に対する意欲、本市の観光・産業の振興、ブランド価値向上への貢献意欲、質疑に対する誠意ある応対など）	20
合　計		125

(3) 選定結果

契約予定者決定に至った経緯及び評価点の公表は行わないものとし、結果についての異議申し立ても受け付けない。

なお、一定の評価基準に達しないなど適切な提案がないと判断される場合には、契約予定者の決定を行わないことがある。

(4) 結果通知

選定結果通知については、全参加者に対して文書で通知する。

(5) 企画提案競技の延期等

参加者が相連合する等の場合で、企画提案競技を公正に執行することができない状態にあると認めたとき及び不慮の都合により、当該企画提案競技を延期し、又はこれを廃止することがある。

なお、延期又は廃止した場合においても、当該企画提案競技への参加のためにそれまで要した費用について、本市でその負担に応じることはない。

１４　業務の委託方法

(1) 選定委員会で選定された企画提案競技参加者に対し、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づき、当該業務を委託する（随意契約)。

(2) 選定された者が鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿又は鹿児島市建設工事等入札参加有資格業者名簿に登載されていない場合は、契約締結時に印鑑証明書（原本に限る。）を提出すること。

(3) 仕様書は、選定された提案を基に業務実施の具体的方法について、協議、調整を行い、作成する。

(4) 選定された者が、告示の資格要件を満たさなくなった場合や辞退した場合又は協議が整わない場合は、契約の締結は行わない。この場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。

(5) 契約予定金額

予算の範囲内において、改めて契約予定者と見積り合わせを行う。

１５　提出書類の取扱い

提出書類の取扱いは、次の各号による。

(1) 提出された申出書等は返却しない。

(2) 企画提案競技参加者が企画提案競技参加に要した費用については、全て当該企画提案競技参加者が負担するものとする。

(3) 提出された申出書等は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。

(4) 提出された申出書等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。

(5) 前号により公表する場合、申出書等の写しを作成し使用することができるものとする。

(6) 鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、同条例に基づき、不開示情報を除いた情報を公開することがある。

１６　その他

(1) 提案者は、業務実施体制において、本業務に関する業務責任者を選任すること。

(2) この企画提案競技の選定結果により締結する契約については、令和８年１０月１日以降、本市が総務大臣による指定を受けることができない場合は､本市と受託事業者で別途協議するものとする。

１７　提出先及び問い合わせ先

〒８９２－８６７７
鹿児島市山下町１１番１号
鹿児島市企画財政局企画部ふるさと納税・シティプロモーション戦略課（本館３階）
担当：上ノ原（ｳｴﾉﾊﾗ)
ＴＥＬ　０９９－８０８－７５１０
Ｅmail　furusato@city.kagoshima.lg.jp